

## 【別紙】

### ○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	改 正 前
<p>(別記事業関係) 規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。</p> <p>2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）、<u>信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）及び株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成20年財務省令第60号）</u>の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>12 規則別記14に掲げる中小企業等金融業を営む株式会社又は指定法人及び規則別記15に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、<u>農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）、信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）、労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）又は株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）</u>の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。</u></p> <p><u>(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑪、㉒から㉔まで、㉑及び㉓の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第8条の5に規定する追加情報（<u>指定法人にあっては規則第62条第2項、規則第68条の2、規則第68条の4、規則第95条の5の2及び規則第106条から規則第109条までの規定により注記することとされている事項に相当する事項を含む。</u>）に関する注記</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>⑪ 規則第8条の14から第8条の16までに規定するストック・オプション</p>	<p>(別記事業関係) 規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。</p> <p>2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）及び信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>12 規則別記14に掲げる中小企業等金融業及び規則別記15に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、<u>農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）、商工組合中央金庫法施行規則（昭和11年商工省・大蔵省令）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）、信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）又は労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）</u>の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第8条の5に規定する追加情報（<u>規則第62条第2項、規則第68条の4、規則第95条の5の2及び規則第106条から規則第109条までの規定により注記することとされている事項に相当する事項を含む。</u>）に関する注記</p> <p>③～⑩ (新設)</p>

等に関する注記	
⑫～⑰ (略)	⑪～⑳ (略)
⑱ 規則第62条第2項に規定する新株式申込証拠金に関する注記	(新設)
⑳ (略)	㉑ (略)
㉒ 規則第68条の4に規定する一株当たり純資産額に関する注記	(新設)
㉓～㉔ (略)	㉒～㉔ (略)
㉕ 規則第95条の5の2に規定する一株当たり当期純損益金額等に関する注記	(新設)
㉖ 規則第106条から第109条までに規定する発行済株式、自己株式、新株予約権等及び配当に関する注記	
㉗・㉘ (略)	㉖・㉗ (略)